平成２６年（フ）第６２号
山口県下関市清末西町２丁目10番２―402号
雇用促進住宅２棟
債務者　佛原　　武
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
山口県下関市清末西町２丁目10番２―402号
雇用促進住宅２棟
債務者　佛原しのぶ
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
山口県下関市秋根新町７番４―609号、前住所山口県下関市長府中土居北町12番14号
債務者　猪野加代子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
山口県下関市豊浦町大字黒井97番地50、前住所山口県下関市豊北町大字滝部831番地９
債務者　石澤　博美
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第５号
高知県幡多郡黒潮町伊田2937番地
債務者　下村　和子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第２１号
高知県宿毛市坂ノ下120番地
債務者　川田　智惠
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第２５号
高知県四万十市角崎714番地１
債務者　上岡　千世
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第５号
福岡県田川郡福智町上野3679番地３
債務者　吉田　玲子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第１４４号
大分市新春日町１丁目２番25号　新春日アパート102
債務者　和田　兼雄
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２１号
大分県宇佐市大字四日市1383番地の１　ソレイユえびす201号
債務者　久本　達也
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２８号
宮崎市田代町179番地１　エラン宮崎Ｉ番館502号
債務者　軽部　利加（旧姓緒方）
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３５号
宮崎市吉村町西中甲1335番地
債務者　吉野　和昭
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３９号
宮崎市波島１丁目18番７号
債務者　塚田　妙子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４３号
宮崎市大塚町原1636番地１　アメニティ日高102号
債務者　岩本　和枝
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４０号
鹿児島県姶良市西餅田1538番地４　県営センチュリー姶良団地４棟203号
債務者　川中真理子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
鹿児島県霧島市国分清水２丁目23番36号
債務者　荒田　景行
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
鹿児島県霧島市国分中央６丁目11番22―５号四方田団地
債務者　脇山　年文
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係